

第9回摂津市都市計画審議会

日 時：平成18年11月28日（火）14時～

場 所：市役所本館3階 大会議室

出席者：大浦律子、稲福善男、久隆浩、濱本隆弘、石橋徳治、村上英明、
山本善信、嶋野浩一朗、入江健二、和泉慎次、倉場年男、逸見昭、
若村美穂（名簿順）

傍聴者：なし

案 件：議案番号36 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）
議案番号37 北部大阪都市計画下水道の変更（府決定）

事務局：（委員の紹介）
（会長、職務代理者選任）

会 長：（あいさつ）

市 長：（あいさつ、案件の付議）

会 長： それでは、議事に入りたいと思います。
事務局の方より議案番号**36**北部大阪都市計画生産緑地地区の変更につ
きまして提案説明をお願いいたします。

事務局： それでは、議案番号**36**北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決
定）につきまして、議案書と前のスクリーンを用いまして、ご説明さ
せていただきます。

生産緑地地区の制度につきましては、平成**3**年の生産緑地法の改正
により、**3**大都市圏の市街化区域内農地について、都市に残された貴重
な空閑地として保全することを目的に、平成**4**年度中に宅地化する農
地と保全する農地とに分けることとなりました。

本市におきましても、平成**4**年に約**100**ヘクタールの市街化区域内
農地に対しまして、**125**地区、面積約**20.6**ヘクタールを生産緑地地区
として指定いたしましたものであります。

それでは、お手元の議案書に基づきまして、内容のご説明をさせて

いただきます。

まず、議案書の1ページをご覧ください。ここでは、生産緑地地区の計画書を示しております。変更の内訳は、鳥飼新町5地区の区域変更及び、鳥飼新町12地区、鳥飼西1地区の廃止、合せまして、3地区にかかわります変更であります。変更後の生産緑地地区は117地区、面積は18.04ヘクタールとなります。

つぎに、理由といたしましては、生産緑地法第14条の規定に基づく制限解除を行った当該生産緑地は、公共用地としての必要性がなく、宅地として活用が図られており、本案のとおり生産緑地地区の変更を行うものであります。

3ページをご覧ください。ここでは生産緑地地区総括図を示しており、今回の変更箇所を赤色で着色しております。各地区の名称等につきましては、市域を17ブロックに分け、それぞれのブロックごとに地区名称をつけ、各ブロックごとに通し番号をつけております。

4ページをご覧ください。ここでは変更地区の形状を示しております。まず、左側には変更前の形状を示しており、緑色で着色しているところが現在の生産緑地地区であります。右側には変更後の形状を示しており、黄色で着色しているところが今回廃止する区域であります。今回区域の変更を行います鳥飼新町5地区は、1.16ヘクタールから0.19ヘクタール減少し、0.97ヘクタールになります。変更後は黄色の部分を除いた区域が鳥飼新町5地区となります。

鳥飼新町12地区、0.06ヘクタールは廃止となります。

鳥飼西1地区も変更により、0.09ヘクタールすべて生産緑地地区の廃止をおこないますので、鳥飼西1地区は無くなります。

次に、2ページへお戻りください。ここでは変更地区の新旧対照を示しており、左端より、名称、位置、面積、面積につきましては上段に変更前の面積を、下段には変更後の面積を示しております。次に変更の区分、変更理由を記載しております。理由に付きましては、主たる従事者の故障により、農業を続けていくことが出来なくなったことから、生産緑地法第10条に基づき生産緑地の買取り申出が出されたものであります。しかし、当該生産緑地は公共用地としての必要がなく、大阪府の関係各課にも買取りの照会をいたしました結果として、買い取らないこととなったものであります。また、農業委員会への、あつせんも依頼いたしました結果、買取りの申し出がなかったため、生産緑地法第14条に基づきまして、申出日より3ヵ月後をもって、生産緑地法第7条から第9条までの生産緑地地区内における行為の制限について適用除外となりました。その後宅地としての活用が図られたことにより、区域の変更を行なうものであります。以上の結果、本市におけます生産緑地地区は、117地区、面積は0.34ヘクタール減少しまして18.38㊦から18.04ヘクタールとなります。以上で議案番号36北

部大阪都市計画生産緑地地区の変更につきましての提案説明を終わらせていただきます。なお、この案件につきましては、平成18年11月1日から、平成18年11月15日までの2週間、都市計画の案の縦覧を行ないましたが、住民及び利害関係人からの意見書の提出はありませんでしたので、ご報告いたします。委員の皆様方には、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長： ただいま、北部大阪都市計画生産緑地地区の変更につきまして事務局からのご報告、ご説明頂きました。委員各位のご意見を賜りたいと思っております。

〇〇委員： 2点ほどお伺いしたいと思っております。先ほどの説明の中で生産緑地の地区指定から10年以上経過したということですが、指定当時から市街化区域内農地と生産緑地地区の面積の推移について、一点お伺いしたいと思っております。もう1点は3地区で区域の廃止や縮小が行われたようではありますが、今までに公共用地として取得された例はあるのかという点についてと2点お伺いしたいと思っております。

事務局： 生産緑地の指定当時の市街化区域内農地と生産緑地地区の面積の推移はどうなっているのかという質問だったと思っておりますが、生産緑地の指定が平成4年ですけれども、平成4年1月1日現在の市街化区域内農地の面積は約100ヘクタールございました。そのうち125地区20.6ヘクタールを平成4年度に2回に分けて地区決定を行っております。市街化区域内農地に対する生産緑地地区の占める割合は20.6%となっております。平成18年1月1日現在の市街化区域内農地の面積は44.16ヘクタールでございます。前回の計画変更による生産緑地地区は119地区18.38ヘクタールとなっております。市街化区域内農地に対する生産緑地地区の占める割合は41.6%となっております。

また、今までに公共用地として買収をおこなったことはあるのかというご質問だったと思っておりますが、現在までに用地の買収をおこなった件数は5件あります。その内訳は水道用地としての買収が1件、市道用地としての買収が3件、府道整備に係る代替用地が1件、合計5件の買収をおこなってきております。買収をおこなった面積は1117.77㎡となっております。以上でございます。

会長： ありがとうございます。〇〇委員よろしゅうございますか。それでは他にご意見ございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、皆様にお諮りいたします。議案番号36北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について同意してもよろしゅうございますか。

「異議なし」の声あり

会 長： 異議なしと認め、原案どおり同意いたします。

それでは、続きまして、議案番号 37 北部大阪都市計画下水道の変更につきまして、事務局の方より説明をお願いします。

事務局： それでは、議案番号 37 北部大阪都市計画下水道の変更（府決定）につきましては、大阪府決定案件の名称変更でございますが、都市計画法施行令第 15 条に定められた軽易な変更該当するため、報告案件としてご説明申し上げます。

5 ページ、6 ページをご覧ください。スクリーンには、計画書のうち今回の変更にかかわります箇所のみを写し出しております。北部大阪都市計画下水道の変更の内容につきましては、6 ページの新旧対照表にお示しているとおおり、処理場の名称を中央処理場から、中央水みらいセンターに、高槻処理場を、高槻水みらいセンターに、名称の変更をおこなうものであります。

また、高槻処理場の名称の変更に伴いまして、下水管渠の名称を高槻処理場放流幹線から、高槻水みらいセンター放流幹線に変更をおこなうものです。名称以外の変更はございません。

この名称変更は、昭和 40 年に全国に先駆けて大阪府で整備に着手された流域下水道事業 40 周年を記念して、下水処理場がこれまで以上に府民のみなさまに親しまれるように下水処理場にかわる新名称の募集が昨年度実施されました。

全国から 2,368 作品の応募があり、選考委員会による厳正な選考の結果、循環型社会を創出する未来へつながる大きな可能性を持っていることをイメージさせるとして、水みらいセンターが新名称に選ばれました。

このような経過で選定された名称に変更する理由といたしましては、下水処理場は、近年単に汚れた水を処理するだけでなく、処理水や下水汚泥の有効利用、処理場屋上の公園化等様々な役割を併せ持つようになってきました。その役割を適切に表現し、かつより一層府民に親しまれるよう、処理施設の名称を中央処理場から中央水みらいセンターに、高槻処理場から高槻水みらいセンターに変更を行

うものであります。議案番号 37 北部大阪都市計画下水道の変更（府決定）は名称の変更のみとなり、都市計画法施行令第 15 条に定められた軽易な変更該当するため、都市計画の案の縦覧は不要とされております。以上で議案番号 37 北部大阪都市計画下水道の変更（府決定）の報告を終わらせていただきます。

会 長： ただいま事務局より北部大阪都市計画下水道の変更、名称変更につきまして、大阪府決定の軽易な変更につきまして、報告ということでご説明頂きました。ご意見を賜りたいと思います。

よろしゅうございますか。それでは、意見なしということで決定させて頂きます。このまま暫時休憩といたします。しばらくお待ち願います。

それでは休憩前に引き続き、審議会を再開いたします。
市長に対しまして答申をいたします。

(答申書朗読)

市 長： (あいさつ)

会 長： これで本日の審議案件はすべて終わりましたが、事務局の方で他に何かございますか。

事務局： 先ほど同意いただきました案件につきましては、速やかに公告の手続きを行い、12月上旬の告示を予定いたしております。
以上です。

会 長： (閉会あいさつ)